

岡山県が「台風第16号による被災者に対する生活再建支援給付金補助事業」を検討中であることを受け、笠岡市においても同事業を実施する予定です。

①生活再建支援給付金補助事業対象者（床上浸水の世帯のみ）

- ・年収が500万円以下の世帯
 - ・0万円以下で、世帯主が45歳以上または要援護世帯
 - ・年収が700万円から800万円以下で、世帯主が60歳以上または要援護世帯
- ※要援護世帯とは、心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者などを含む世帯のことです。

補助対象（物品購入・修理費）

- 炊飯器などの家庭電化製品
- ▼タンスなどの家庭調度品
- ▼自転車▼畳▼ふすま▼障子（張り替え及び取り替え）
- ▼その他日常生活にやむを得ない家屋の応急修理などに要する経費

補助限度額：10万円以内
 必要書類：領収書か請求書
 受付開始日：10月8日（金）

②災害援護資金の貸付及び利子補給

家財の1/3以上が損害を受けた場合など、被害が大きくな世帯を対象にした貸付制度があります。世帯人数に応じて所得制限があります。

③災害復興住宅建設資金等利子補給制度

被災住宅の補修に必要な資金の借入れに対する利子補給補助制度です。
 融資限度額：590万円
 （補修のみ）

利子補給率：1.4%以内で当該資金融資の年利
 補助期間：7年間
 適用期間：9月1日から平成17年8月31日までに融資申込みされたもの

※所得制限がありますので、詳しくは建築課にお問い合わせください。

申請・問合せは
 ①②について
 福祉推進課生活福祉係
 ☎69 2318
 ③について
 建築課
 ☎69 2140まで

笠岡税務署（国税）

風水害などの災害によって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告において「所得税法に定める雑損控除」、「災害減免法に定める税金の軽減免除」のどちらか有利な方法を選び、所得税の全部または一部を軽減することができます。

相談・問合せは
 笠岡税務署
 ☎62 3111まで

対象となる損失の発生原因	災害・盗難・横領による損失が対象
対象となる資産の範囲など	生活に必要な資産
申請方法など	災害などに関連して支出をした場合、確定申告時にその領収書を添付するか提示し、「被害を受けた損失額の明細書」を添付することが必要。 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。
所得税法（雑損控除）	災害による損失が対象
災害減免法	住宅や家財。ただし、損失額が住宅や家財の価格の1/2以上であること
	原則として被害を受けた年の所得金額が1000万円以下の人に限る。「被害を受けた損失額の明細書」を確定申告書に添付する必要があります。

岡山県（県税）

申告、納付などの期限延長

災害により申告、納付などが期限までにできない場合、2カ月以内でその期限を延期します。

減免など

災害の被災者が納付すべき県税について、条例に基づき軽減または免除されることがあります。
 主な税目は次のとおりです。
 個人事業税▼不動産取得税▼自動車取得税▼自動車税

納税相談

災害により甚大な被害を受けて納税などに支障が生じた人については、徴収猶予、減免措置などの相談に応じます。

なお、対象地域以外で被災された人の納税及び対象税目以外の納税についても、個別の措置がありますのでご相談ください。

問合せは
 井笠地方振興局税務部
 ☎63 5252まで